



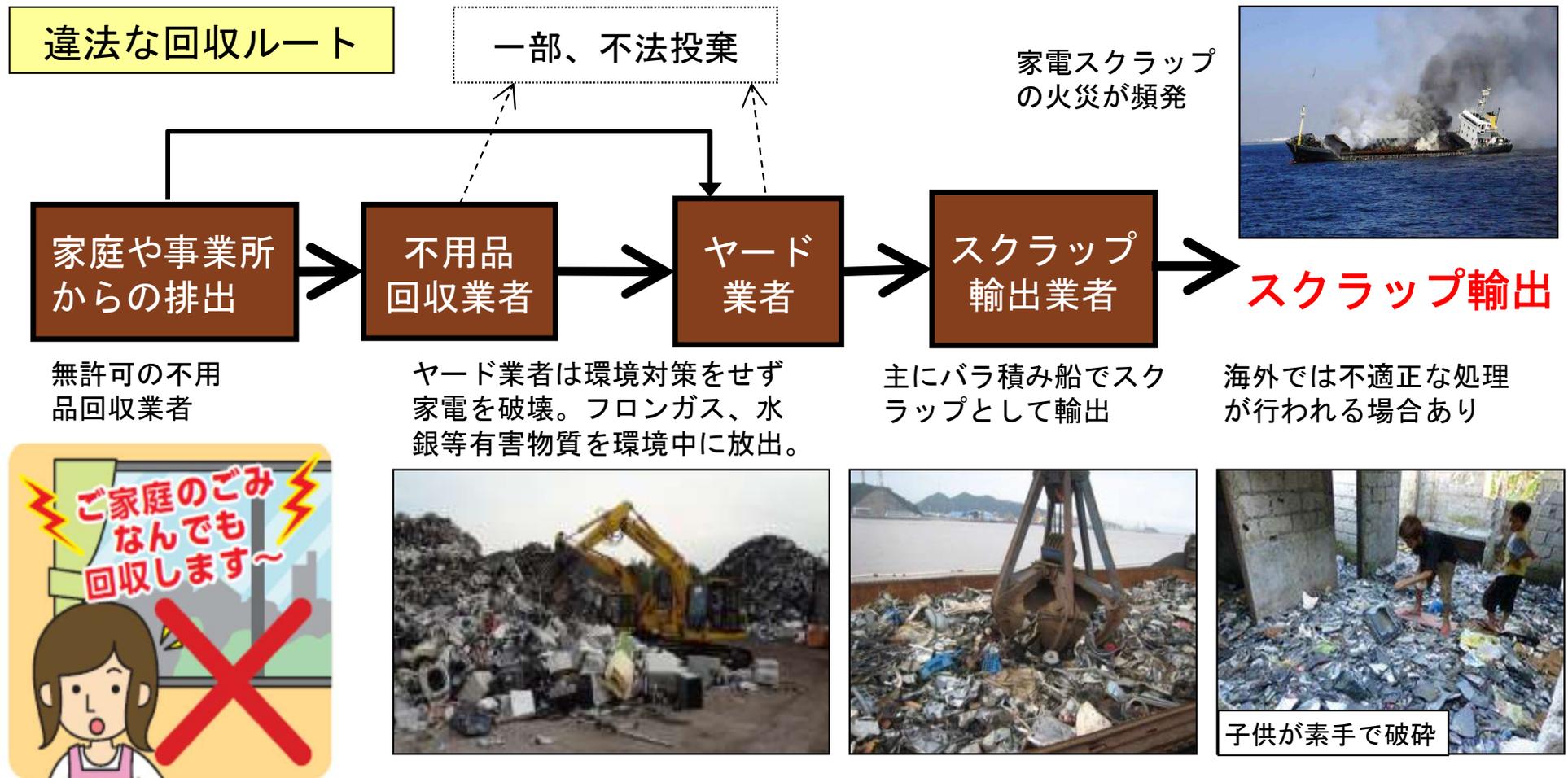
違法な不用品回収業者・ヤード業者の対策について

令和8年2月13日

環境省 環境再生・資源循環局 資源循環課 資源循環制度推進室
経済産業省 イノベーション・環境局 GXグループ 資源循環経済課

違法な回収事業者による不適正な処理について

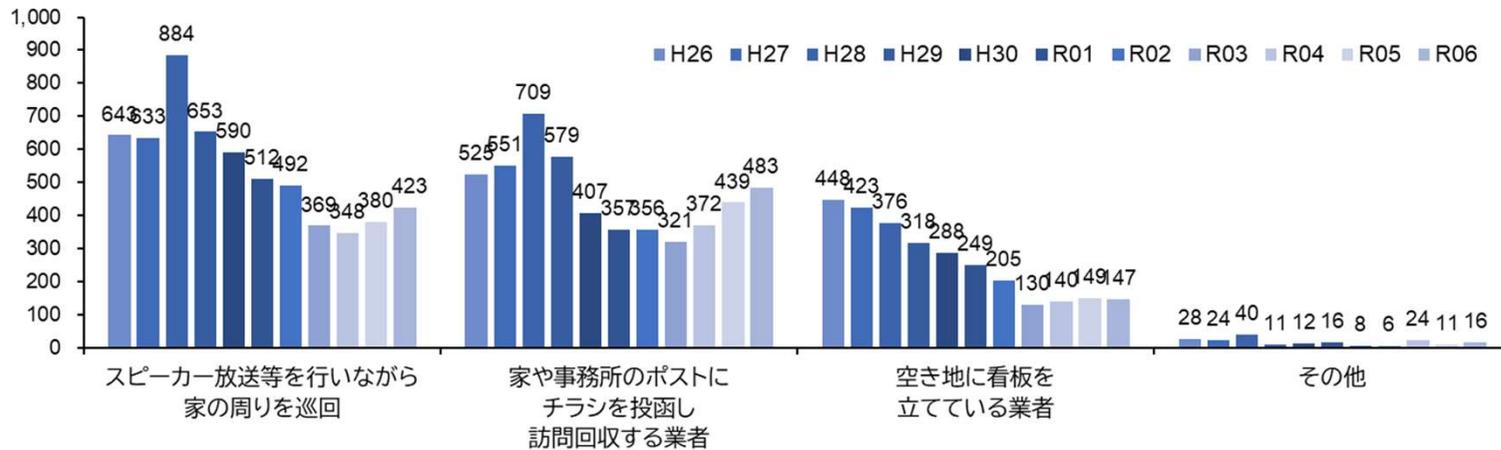
- 違法な回収業者に家電や小型家電が回収された結果、スクラップ処理や雑品スクラップの海外輸出後の不適正処理へつながり、環境保全上の支障が生じるおそれがある。
- パソコンなど個人情報を含む機器を引き渡した場合、それらの情報が漏えいする恐れもある。
- 不適正処理・有害物質管理の観点からも、廃家電等を不適正に扱う違法業者を利用した処理ルートではなく適正なりサイクルルートを利用してもらうため、様々な取組を実施。



市区町村における無許可の廃棄物回収業者・ヤード業者対策等

- 各市区町村に対してアンケート調査をした結果、管内における無許可の廃棄物回収業者の存在を把握している市区町村数は令和3年度まで減少傾向にあったが、令和4年度以降スピーカー放送やチラシ投函で微増傾向にある。
- それらの業者への対策については、令和4年度以降の無許可の廃棄物回収業者認知の微増傾向に伴い、パトロールや広報、公的機関と連携した対応、立入検査を実施する市区町村数は増加している。

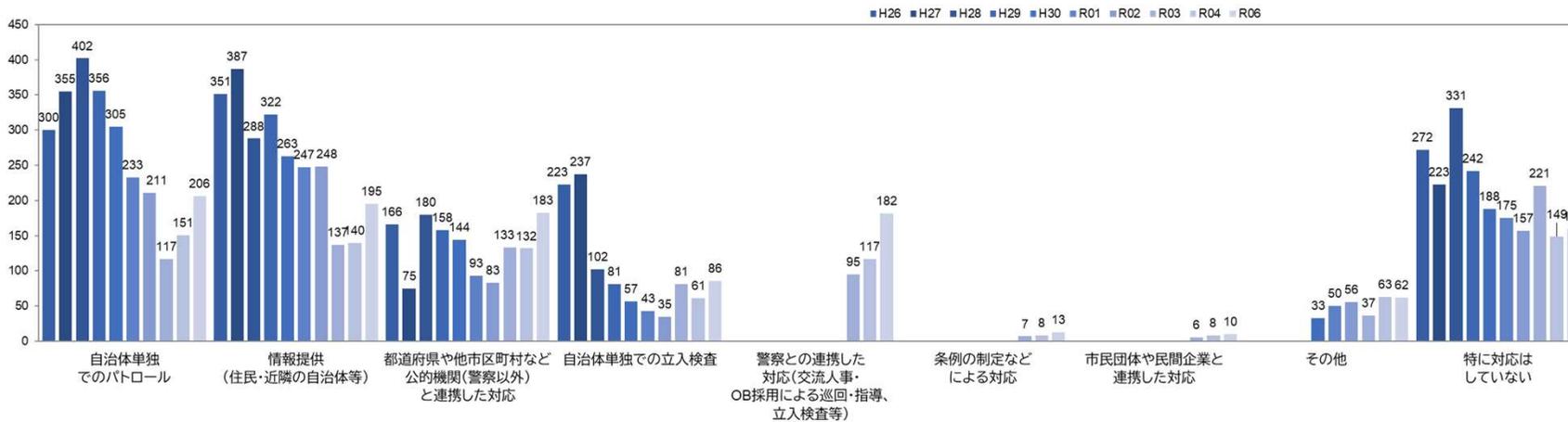
具体的な事業の形態



不用品回収業者を認知していると回答した市区町村数
 H26年度：943
 H27年度：926
 H28年度：1,034
 H29年度：856
 H30年度：764
 R01年度：666
 R02年度：635
 R03年度：484
 R04年度：524
 R05年度：583
 R06年度：643

※その他：ごみステーションに出されたごみの持ち去り等

市区町村による対策の手法



回答市区町村数(複数回答可)
 H26年度：943
 H27年度：926
 H28年度：1,008
 H29年度：854
 H30年度：691
 R01年度：594
 R02年度：559
 R03年度：594
 R04年度：524
 R05年度：583
 R06年度：643

※R4調査からアンケート調査の選択肢を変更しているため、単純な比較はできない点に留意が必要。

違法回収業者の取締りに向けた取組

○ 平成28年度より、市町村職員向けセミナーを実施し、取締りの徹底に向けた取組を継続して行っている。

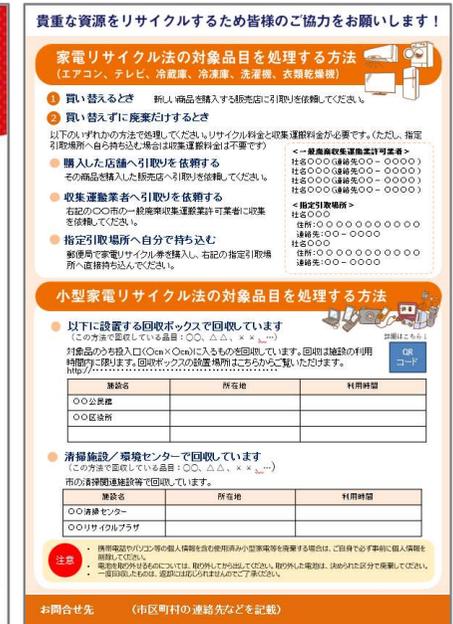
セミナーの主な実施内容

- 空き地に廃家電を集める、いわゆる「ヤード事業者」の取り締まりに着目し、具体的な事例を踏まえた対応方針の共有。
- 廃棄物の総合判断に関するロールプレイ方式の演習の実施。
- 廃棄物に関する最新の違法状況やトレンド(廃掃法改定等)等の共有。

表面



裏面



実施実績

住民向けチラシひな型

平成28年度	全国3か所で実施(岡山県、愛知県、東京都)
平成29年度	全国4か所で実施(東京都、愛知県、大阪府、福岡県)
平成30年度	全国3か所で実施(宮城県、東京都、岡山県)
令和元年度	全国2か所で実施(東京都、愛知県。福岡県でも開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響で未開催)
令和2~7年度	Web会議システム等を用いて年2回実施

違法回収業者の取締りに向けた取組

○ 環境省では、令和5年度の検討会において、自治体(市区町村・都道府県)における、違法回収業者やヤード業者に対する取締り事例を取りまとめ、自治体担当者に配布した。

※本資料は一般公開されることで違法回収業者対策等に支障を及ぼす可能性があるため、自治体職員への共有に限定し、非公開資料の扱いとした。

自治体担当者限り

家電リサイクルにおける回収率向上のための 市区町村・都道府県における 取組方法の紹介・事例集

令和6年5月
環境省

目次

本事例集の趣旨	P2
本資料のフォーカスについて	P3
①廃棄物処理法に基づく回収・処理における適正化・取締り (ヤード業者や違法回収業者等に対する取締り)に関する事例	P4
②家電リサイクル制度の周知啓発に関する事例	P28
参考情報(関連資料等)	P37

參考資料

(参考) 廃棄物該当性の判断基準について

- 廃棄物処理法に定義する「廃棄物」の該当性の判断基準については、平成11年最高裁決定を踏まえ、「行政処分の指針について」(環境省通知)により示している。

廃棄物の定義

廃棄物処理法において、廃棄物とは、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。)」と規定されており、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の手扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して決すべきものとして、平成11年03月10日に最高裁判所第二小法廷において決定がなされたところ。

「行政処分の指針について」(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)より

- 占有者の意思とは、客観的要素からみて社会通念上合理的に認定しうる占有者の意思であること。
- 物の性状とは、利用用途に要求される品質を満足し、かつ飛散、流出、悪臭の発生等の生活環境保全上の支障が発生するおそれのないものであること。
- 通常の手扱い形態とは、製品として市場が形成されており、廃棄物として処理されている事例が通常は認められないこと。
- 取引価値の有無とは、占有者と取引の相手方の間で有償譲渡がなされており、なおかつ客観的に見て当該取引に経済的合理性があること。
- 占有者において自ら利用し、又は他人に有償で売却することができるものであると認識しているか否かは、廃棄物に該当するか否かを判断する際の決定的な要素になるものではないこと。

(参考)使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について

- 使用済家電製品については、平成24年3月19日付け環境省通知「使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について」(3.19通知)を発出し、廃棄物該当性の判断基準を可能な範囲で明確化した。
- 環境省から自治体に対して、本通知に基づく運用の徹底を指導しているほか、環境省自身も廃棄物の輸出入の場面での地方環境事務所・税関の協力を得つつ本通知に基づく運用を徹底している。

<3.19通知の概要>

- ・ 使用を終了した特定家庭用機器(使用済特定家庭用機器)については、廃棄物として再生又は処分する場合には・・・(中略)・・・一定量以上の資源の回収やフロン回収等が定められていることや、排出者が家電リサイクル法に従って小売業者や製造業者に引き渡す際には所要の料金が発生すること等から、無料で引き取られる場合又は買い取られる場合であっても、直ちに有価物(廃棄物に該当しないものをいう)と判断することはできず、それが再使用を目的とした経済合理性に基づいた適正な対価による有償譲渡であるか否かについて慎重な判断が必要。
- ・ 特定家庭用機器は、鉛、ひ素等の有害物質を含むため、適正な再生又は処分がなされなければ、生活環境保全上の支障を生じさせる性状の物である。また、消費者が使用済特定家庭用機器を不用品回収業者に引渡す行為は、再使用を目的としていることが明らかな場合を除き、処分を委ねているものと判断すべきである。さらに、再使用に適さない使用済特定家庭用機器については、製品としての市場が形成されておらず、家電リサイクル法等に基づく適正な再生又は処分が必要とされている。
- ・ これらを踏まえると、使用済特定家庭用機器については、以下のとおり取り扱うことが適当である。
 - (1)「小売業者による特定家庭用機器のリユース・リサイクル仕分け基準作成のためのガイドラインに関する報告書」(産構審・中環審合同会合、平成20年9月)のガイドラインA(※家電リサイクル法遵守に資するガイドライン)に照らしてリユース品としての市場性が認められない場合(年式が古い、通電しない、破損、リコール対象製品等)、又は、再使用の目的に適さない粗雑な取扱い(雨天時の幌無しトラックによる収集、野外保管、乱雑な積上げ等)がなされている場合は、当該使用済特定家庭用機器は廃棄物に該当するものと判断して差し支えないこと。
 - (2)・・・(前略)・・・収集した使用済特定家庭用機器について、自ら又は資源回収業者等に引き渡し、飛散・流出を防止するための措置やフロン回収の措置等を講じずに廃棄物処理基準に適合しない方法によって分解、破壊等の処分を行っている場合は、脱法的な処分を目的としたものと判断されることから、占有者の主張する意思の内容によらず当該使用済特定家庭用機器は、排出者からの収集時点から廃棄物に該当するものと判断して差し支えないこと。

(参考) 廃棄物処理法(有害使用済機器)による雑品スクラップへの対応について

- 雑品スクラップの保管又は処分が、環境保全措置が十分に講じられないまま行われることにより、火災の発生を含め、生活環境上の支障が発生。
- 有価な資源として取引される場合が多いため、廃棄物としての規制を及ぼすことが困難な事例あり。



生活環境への影響発生を抑制

＜平成29年の法改正事項＞(廃棄物処理法第17条の2)

- ①「有害使用済機器」※の保管又は処分を業として行おうとする者に都道府県知事への届出を義務付け
※使用が終了し、収集された電気電子機器(廃棄物を除く。)を想定
- ②政令で定める保管・処分に関する基準の遵守を義務付け
- ③都道府県による報告徴収及び立入検査、改善命令及び措置命令の対象に追加
(これらの違反があったときは罰則の対象)

金属スクラップへの混入が確認された使用済電気電子機器の例



エアコン(室内機)



エアコン(室外機)



洗濯機



掃除機



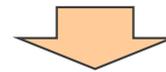
扇風機



炊飯器

(参考)バーゼル法による雑品スクラップへの対応について

- 有害物を含む使用済電気電子機器等が、その他の金属スクラップ等と混合された状態(いわゆる雑品スクラップ)で、バーゼル法の手続を経ずに不適正に輸出されているとの指摘がある。
- バーゼル法の具体的な規制対象範囲については告示で定めているが、法的位置付けがあいまいで、取締りの実効性が低いとの指摘がある。



不適正輸出取締りの実効性を確保

<平成29年の法改正事項>

- 具体的な特定有害廃棄物等の範囲(規制対象物)を法的に明確化。(法第2条第1項第1号イ)
 - * 範囲の見直しに併せて、条約以外の協定等に基づく規制対象も明確化。(法第2条第1項第1号柱書)
- 規制対象物として、雑品スクラップに混入されることが多い、使用済家電製品(家電リサイクル法の対象4品目、小型家電リサイクル法の対象28品目)及び2つのリサイクル法の対象機器と同種の業務用機器、給湯器、配電盤、無停電電源装置(UPS)、冷却用コンプレッサー(黒モーター)を省令に明記。

【雑品スクラップの例】



【廃エアコン・廃洗濯機が混入】



【壊れたエアコン】



【破碎された洗濯機】